

## 令和6年度

### 学校における児童対象性暴力等(盗撮等を含む)の防止対策について

稲敷市立あずま東小学校  
校長 二宮 隆二

令和6年6月26日に、こども家庭庁成育局長より「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための設置に関する法律」の交付について、通知されました。児童を対象とした性暴力等は、児童の権利や尊厳を著しく侵害し、児童の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであり、決してあってはならないことです。しかし、残念なことではあります。県内においても教職員による児童生徒へのわいせつ行為の発生が報告されています。このような状況を鑑み、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和5年7月13日改正)」を踏まえ、本校における「児童対象性暴力等(盗撮等を含む)の防止対策」を以下のとおり策定しました。

#### 「稲敷市立あずま東小学校 児童対象性暴力等(盗撮等を含む)の防止対策」

- 1 毎月の校内コンプライアンス研修と「安心・安全な学校生活のためのチェックリスト(茨城県教育委員会発出)」を活用したセルフチェックの実施
- 2 児童との個別相談や個別指導においては、必ず複数で対応する(1対1にならない)こと、密室にならないこと、場所と時間を管理職に報告することの実施
- 3 児童との私的な電話、メール、SNS等でのやりとり及び電話番号やアドレス等を伝えることの禁止
- 4 児童の身体にむやみに接触することの禁止(安全確保や生活介助等を除く)
- 5 トイレや更衣室は看護当番が毎日点検し、常に整理整頓に努め、必要最低限の物以外は置かないことの徹底
- 6 児童を撮影するときは、学校のデジタルカメラ、ビデオカメラを使用し、個人のスマートフォンやデジタルカメラ、ビデオカメラの使用は禁止
- 7 疑わしい行為や状況に気づいたときや、他の教職員の言動が気になったときは、管理職への報告の義務化
- 8 生活アンケートやオンライン相談窓口(google classroom)、担任による個別面談、養護教諭による健康相談、SCの積極活用など、児童が悩みや困りごとを気軽に相談できる体制の構築
- 9 トイレや更衣室にいつもは無いものが置いてあるなど、普段と違うことに気づいたときに、すぐに先生に知らせる指導の実施
- 10 自分や友達の電話番号やアドレスをむやみに教えないことの児童への指導の実施
- 11 悩みや困ったことがあるときには、先生達や校外の相談窓口相談することなどの生命(いのち)の安全教育の実施及び相談窓口の周知徹底

以上

#### 【参考】

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための設置に関する法律案」 [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g21309061.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g21309061.htm)

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html)

「子供のSOSの相談窓口(文部科学省)」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm)



## 安心・安全な学校生活のためのチェックリスト

### 〈校内の環境整備、体制に関すること〉

- ロッカーや棚、机、教卓の中はいつも整理整頓されている。
- 空き段ボール箱などの不要なものは、すぐに指定の場所に移している。
- 教室、体育館、更衣室、トイレなどに、普段使用しない備品等を置いていない。
- 壁等に穴が開くなどしている場合には、すぐに修繕(を依頼)している。
- 担当箇所を変更しながら、複数の担当者により、教室等の安全点検を日常的・定期的に行っている。

### 〈個人に関すること〉

- スマートフォンなどの個人の持ち物は職員室に置いておき、校長の許可なく、職員室外に持っていくことはない。
- 授業や学校行事等において、個人所有のスマートフォンやタブレット等を用いて撮影することはない。
- 学校の備品を用いて撮影した画像や動画についても、個人使用や校外への持ち出しはしていない。
- 盗撮行為は、児童生徒等の心を深く傷付ける法令に違反する重大な犯罪行為であるということを理解している。
- 他の教職員の言動に違和感や疑問をもった時に相談している。

### 〈児童生徒への働きかけ〉

- 各教科等の指導を通して、児童生徒が「性犯罪・性暴力に対して適切な行動がとれる力」を身に付けることができる「生命(いのち)の安全教育」を実施している。

(実施日：令和 年 月 日)

茨城県教育委員会

# いばらき子ども SNS相談

心の声を  
聞かせて  
ください



LINEで友だち登録してね。

茨城県内の小学生から高校生まで利用できる、SNS相談窓口を開設しています。いじめや友人関係、学校生活や家族に関することまで、あなたのなやみをLINEとWebで相談することができます。ひとりでなやまず、気軽に相談してください。



自分の名前を言わずに相談ができます。LINEの場合は、LINEに登録している名前とプロフィール画像しか分かりません。また、Webチャットの場合は、一切あなたのことを特定する情報はありません。安心して相談してください。ただし、あなたの身体や生命等に危険があると感じられる場合や、あなたに関連して犯罪などが行われている疑いがある場合は、警察などの関係機関と連携して対応することがあります。

## 受付期間

令和6年4月1日(月)～  
令和7年3月31日(月)

## 受付時間

17:00から22:00まで ※昨年度よりも1時間延長して受けつけています。

- 相談受付時間内であっても、相談件数が多い場合は、相談員が対応できないことがあります。
- 相談受付時間外に相談したいことがある場合は、子どもホットラインを利用してください。
- 絵文字や画像のみの相談、いたずらと思われる内容には、対応できないことがあります。

## 「いばらき子どもSNS相談」で相談できること

勉強のこと  
先生のこと  
友だちと上手くいかない  
ネットいじめ  
友達の身体にあざがある



友だちがいじめにあっていた  
ネットトラブル  
人には話せないなやみ  
家族と上手くいかない

## よくある質問

Q: いつ相談できますか？

A: 毎日17時から22時まで、相談を受け付けています。

Q: だれが答えてくれますか？

A: 専門のカウンセラーが、あなたの話をていねいに聞いてくれますよ。

Q: どんなことを相談できますか？

A: 学校のこと、進学のこと、友だち関係のこと、自分のこと、家族のこと、なんでもOK。

Q: どうすれば相談できますか？

A: 下のQRコードを読み込んで、「友だち追加」をしてくださいね。  
相談する際は、自分の情報を入力しますが、「言いたくない」を選択してもOK。  
いま相談したいことがない人も、相談したいときがくるかもしれません。  
「とりあえず登録しておこう」という人も大歓迎です。ぜひ、登録しておいてね。

Q: すぐに相談できますか？

A: 友だち登録しておけば、毎日18時に、相談開始のお知らせ通知が届きます。  
受付時間以外は相談することができません。その場合、子どもホットライン（毎日24時間対応）をすすめるメッセージが届きます。すぐに相談したい人は、電話してみてくださいね。

Q: SNSは苦手なんです・・・

A: 安心してください。茨城県教育委員会の別の相談窓口を紹介します。

電話で話したい時はこちらから・・・

**子どもホットライン 029-221-8181** (365日24時間)

**いじめ・体罰解消サポートセンター**

【相談方法】 電話・面談・メール・書き込み **電話番号はこちら→**

【相談時間】 月～金 9:00～17:00



## 「いばらき子どもSNS相談」の登録方法

**LINE** の場合



LINEを使っている人は、上の二次元コードをLINEアプリで読み取って友だち登録しましょう。

**Web** の場合



LINEを使っていない人は、上の二次元コードからアクセスしましょう。スマホを持っていない人は、パソコンなどから下のURLを打ち込んで、Webページをお気に入りやホームページに登録しましょう。

<https://pref-ibaraki.coco-chaport.jp>